

平成29年5月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武

肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について

肝炎医療コーディネーターの養成については、感染症対策特別促進事業において、肝炎患者等支援対策事業実施要綱に基づき行われております。また、平成28年6月30日改正の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」において、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされております。

このことを受けて、今般、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」が取りまとめられ、別添のとおり厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛通知がなされ、本会に対して周知協力方依頼がまいりました。

本通知では、都道府県に対して肝炎医療コーディネーターに係る要綱等の作成等を依頼しており、また、肝炎医療コーディネーターの役割や活動内容については、医療関係者、肝炎患者等の意見を聴いて、肝疾患診療体制の実情に応じたものとなるよう工夫することを求めています。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会及び関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



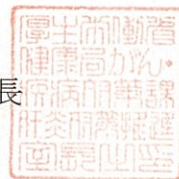
健肝発0425第1号

平成29年4月25日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

肝炎対策推進室長



肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について（通知）

肝炎医療コーディネーターの養成については、平成20年3月31日健発0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」の別添4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」に基づき行われているところです。

今般、平成28年6月30日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年厚生労働省告示第278号）第5（2）イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされたことを受け、別紙のとおり、平成29年4月25日付け都道府県知事あてに標記通知を発出致しましたので、当該通知に基づく肝炎医療コーディネーターの養成及び活用にあたり、特段のご協力とご高配をお願いいたしますとともに、関係者への御周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

# (写)

健発 0 4 2 5 第 4 号  
平成 2 9 年 4 月 2 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
(公 印 省 略)

## 肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について（通知）

肝炎医療コーディネーターの養成については、平成 20 年 3 月 31 日健発 0331001 号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」の別添 4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」に基づき行われている。

平成 28 年 6 月 30 日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）第 5（2）イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされたことを受けて、この度、第 19 回肝炎対策推進協議会での議論を経て、別紙のとおり「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」をとりまとめた。

各都道府県におかれては、別紙を参考の上、下記の内容を踏まえた肝炎医療コーディネーターに係る要綱等を作成し、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用を図っていただくようお願いします。また、肝炎医療コーディネーターの役割や活動内容については、必要に応じ、管内市区町村、肝疾患診療連携拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等の意見を聴いて、各都道府県の肝疾患診療体制の実情に応じたものとなるように工夫されたい。さらに、今後の肝炎対策や肝炎医療の進展、各都道府県における肝炎医療コーディネーターの養成や活用の状況を踏まえ、適宜見直しを行うようお願いします。

なお、肝炎医療コーディネーターの名称については、各都道府県において独自の名称を付けても差し支えないが、厚生労働省としては、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に行われるようにする役割を期待して、肝炎医療コーディネーターという名称としていることに留意されたい。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助

言であることを申し添える。

## 記

### 1. 基本的な考え方、目的等

各都道府県において、肝炎医療コーディネーターを養成し、住民の普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎ウイルス検査の受検、検査で陽性となった者の受診、継続的な受療とフォローアップを促進して、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、各都道府県の肝炎対策の推進に資するように、肝炎医療コーディネーターを養成及び活用する基本的な考え方や目的等を定める。

### 2. 基本的な役割及び活動内容

肝炎医療コーディネーターの役割として、地域や職域における肝炎への理解の浸透、肝炎患者やその家族からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性者等に対する専門医療機関の受診の勧奨、医療費助成などの制度の説明などを定める。

医療機関や検診機関、保健所や市町村などの行政機関、民間企業や医療保険者などの職域の機関といった配置場所に応じた具体的な活動内容を定めることが望ましい。

また、肝炎医療コーディネーターの連携を促進する方法として交流や情報交換の機会を設けること、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握する方法として配置機関から定期的な報告を求めることなどを検討し、定めることが望ましい。

### 3. 肝炎医療コーディネーターの配置場所

肝炎医療コーディネーターの配置場所として、拠点病院及び専門医療機関その他の医療機関、保健所及び市町村、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療保険者、患者団体などを定める。

また、各都道府県の実情に応じて、例えば、全ての拠点病院及び専門医療機関への配置を目指す、職域の機関に重点的に配置するといった配置の方針を示すことや具体的な配置機関数や配置人数の数値目標を設定することなどを検討し、定めることが望ましい。

### 4. 肝炎医療コーディネーターの養成及び技能向上（スキルアップ）の方法

肝炎医療コーディネーターの養成方法として、各都道府県又は各都道府県の委託を受けた拠点病院等で研修及び試験を実施し、認定証の交付や名簿への登録を行うことなどを検討し、定める。

また、以下を参考にして、研修の内容や習得すべき知識を定める。

- ① 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
- ② 肝疾患の基本的な知識
- ③ 各都道府県の肝炎対策
- ④ 地域の肝疾患診療連携体制
- ⑤ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

さらに、肝炎医療コーディネーターの技能向上（スキルアップ）のため、研修会や情報交換会、情報提供などを行うことを検討し、定める。

## 5. その他

上記のほか、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に当たって各都道府県が必要と考える事項として、例えば、肝炎医療コーディネーターの活動の周知を図ること、肝炎医療コーディネーターが配置されている機関のリストを作成して公表すること、肝炎医療コーディネーターのバッジ等を作成すること、都道府県内での関係者の協力体制の構築及び患者団体との協力などを行うことを検討し、定めることが望ましい。

## 肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について

### 1. 基本的な考え方

- 平成 23 年度の肝炎検査受検状況の実態調査では、肝炎ウイルス検査を受検したことがある者は国民の 50%程度と推定され、更に、自覚的に受検した者は 17%程度に留まっている。また、平成 26 年度の厚生労働科学研究で、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であったにもかかわらず、医療機関に継続受診していない者が 53 万人～120 万人いると推計されている。
- 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）では、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを肝炎対策全体の目標に掲げている。この目標を達成するためには、住民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査の受検を促すこと（受検）、検査で陽性となった者が速やかに肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要であり、また、行政や医療機関が陽性者や患者の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要である。
- このような「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進され、肝炎患者やその家族への支援が適切に行われるようにするため、肝炎医療コーディネーターは、その配置場所や職種などに応じて、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、地域や職域における肝炎への理解の浸透、肝炎患者やその家族からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性者等に対する専門医療機関の受診の勧奨、医療費助成などの制度の説明を行うなど、都道府県が肝炎対策に係る計画等の内容に応じて養成及び活用を図るものとする。
- また、都道府県は、拠点病院や管内市町村等と相互に協力して、肝炎医療コーディネーターの活動支援、技能向上（スキルアップ）、連携の強化などについて主導的な役割を果たすことが求められる。

### 2. 肝炎医療コーディネーターを配置する目的及び意義

- 肝炎に関する知識を有する肝炎医療コーディネーターを、医療機関や保健所をはじめとして身近な地域や職域に配置することにより、肝炎患者やその家族等への情報提供などの支援をきめ細かく行うとともに、肝炎への理解を社会に広げる基盤が構築されることが期待される。
- 肝炎ウイルス検査の受検、検査の陽性者や肝炎患者の専門医療機関への受診や受療

を促進するためには、かかりつけ医や保健師といった専門職や、地域や職域の身近な人たちによる働きかけが重要だと考えられている。肝炎医療コーディネーターが、その役割を担い、住民や肝炎患者などに直接働きかけること及び様々な機関に配置された肝炎医療コーディネーターが相互に連携して、専門医療機関、行政機関などへ橋渡ししていくことにより、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進み、肝硬変や肝がんへの移行をさせないことが期待される。

- 更に、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が構築されることにより、肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。差別や偏見により、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が妨げられないようにするという視点を持つことも重要である。

### 3. 肝炎医療コーディネーターの基本的な役割及び活動内容等

#### (1) 基本的な役割及び活動内容

- 肝炎医療コーディネーターには様々な役割が考えられるが、肝炎医療コーディネーターの配置場所や職種などに応じて、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」の流れの中で、役割分担と連携を行うものであることを考慮して活動内容を考えることが大切であり、必要と考えられる主な活動内容の例は以下のとおりである。これらの例を参考にして、各都道府県で、肝炎患者や医療関係者などの意見を聴いて、具体的な活動内容の設定をお願いする。配置場所や職種などに応じて異なる名称を付けることや研修の内容を変えることをしても差し支えない。

- ① 拠点病院その他の医療機関及び検診機関に配置された肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）

#### ア 基本的な役割

肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者が安心して医療を受けられるように、主に保健医療や生活に関する情報提供や相談支援、フォローアップなどを行うとともに、行政や職場などとの連携の窓口となる。

#### イ 具体的な活動内容の例

- ・ 肝炎医療に係る情報、知識等の説明、肝炎ウイルス検査の受検案内
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関の紹介
- ・ 抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性（ウイルス排除後も発がんリスクがあることなど）の説明
- ・ 肝炎患者やその家族への生活面での助言、服薬や栄養の指導
- ・ 定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内
- ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内



- ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
- ・ 医療機関職員向けの勉強会の開催
- ・ 拠点病院などで実施する肝臓病教室や患者サロンなどへの参加
- ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

② 保健所や市町村に配置された肝炎医療コーディネーター  
(保健師その他の保健医療関係職種、行政職員等)

ア 基本的な役割

肝炎対策全般についての普及啓発や情報提供を行い、拠点病院その他の地域や職域における関係機関と連携して、受検、受診、受療を促進するとともに、行政によるフォローアップに従事する。

イ 具体的な活動内容の例

- ・ 肝炎に係る基本的知識の説明や肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- ・ 肝炎ウイルス検査が受けられる医療機関及び検診機関の紹介
- ・ 拠点病院や肝疾患相談支援センター、専門医療機関の紹介
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施
- ・ 定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度の案内
- ・ B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内や感染予防に関する啓発・指導
- ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内
- ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
- ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

③ 民間企業や医療保険者など職域に配置された肝炎医療コーディネーター  
(健康管理担当者、人事労務担当者、社会保険労務士など)

ア 基本的な役割

職域における肝炎ウイルス検査の受検を促進するとともに、肝炎患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境の形成に努める。

イ 具体的な活動内容の例

- ・ 事業主、管理・人事部門への肝炎に関する情報提供
- ・ 従業員等への肝炎の基本的知識に関する普及啓発
- ・ 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等
- ・ 肝炎患者が治療を受けながら仕事を続けるための助言や職域と患者の就労配慮等（相談窓口の案内等）
- ・ 拠点病院に設置される肝疾患相談支援センターなどの相談支援窓口の紹介
- ・ 定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内
- ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知



④ 上記以外に配置された肝炎医療コーディネーター

(患者会会員、薬局や障害福祉・介護事業所の職員、自治会会員など)

ア 基本的な役割

身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者やその家族などの相談を受けて医療機関や行政機関への橋渡し役となる。

イ 具体的な活動内容の例

- ・ 住民、入所者等への肝炎の基本的な知識に関する普及啓発
- ・ 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等
- ・ 肝炎に関する情報の入手先の案内
- ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

○ 上記に例示された肝炎医療コーディネーターの活動には、それぞれの医療職種や行政職員としての本来業務、本来業務に付随若しくは関連する業務又は本来業務とは直接の関係なく自主的に行う活動が含まれている。まずは、本来業務において肝炎の知識を十分に活かした患者支援を行うことが大切である。

○ 肝炎医療コーディネーターの中には、医療職種や行政職員など法令上の守秘義務が課されている者と守秘義務のない者がいる。守秘義務のない肝炎医療コーディネーターの役割は、一般的な普及啓発等が中心となることに留意されたい。肝炎医療コーディネーターが知り得た個人情報については、その取扱いに十分配慮するように研修を行うこと。

(2) 連携の促進

○ 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが、他の肝炎医療コーディネーターと必要に応じて連携できるように、関係者の間で肝炎医療コーディネーターの名簿を共有すること、研修等の機会に連携の意義や方法を説明すること及び肝炎医療コーディネーターの交流や情報交換の機会を設けることなどの工夫をされたい。

(3) 活動状況の把握

○ 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが配置されている保健所、市町村、拠点病院、専門医療機関その他の機関から定期的に報告を求めるなどして、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握するように努め、肝炎医療コーディネーターの活動支援や技能向上（スキルアップ）に活用することが望ましい。

4. 肝炎医療コーディネーターの配置場所の目安

○ 各都道府県の拠点病院及び専門医療機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に肝炎医療コーディネーターを配置するよう努めていただきたい。

○ このほか、各都道府県における肝炎患者やその家族の利便性、地域や職域での普及啓発の取組、肝疾患診療連携体制の在り方などを考慮し、拠点病院及び専門医療機関以外の医療機関、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療

保険者、患者団体など、身近な地域や職域に肝炎医療コーディネーターを配置することが望ましい。

- なお、医療機関については、肝炎の治療を行う医療機関だけでなく、かかりつけ医と専門医との連携を促進する観点から、その他の診療科（例えば、治療等の前や妊娠時に肝炎ウイルス検査を実施することが多い眼科、整形外科、産科など）にも配置することが望ましい。
- 上記を参考としつつ、各都道府県の実情に応じた肝炎医療コーディネーターの配置について、肝炎対策に係る計画や要綱等で方針又は目標等を示すとともに、配置状況を定期的に確認し、均てん化を目指すことが望ましい。

## 5. 肝炎医療コーディネーターの養成

### (1) 対象者

- 肝炎医療コーディネーターは、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーその他の保健医療関係職種、都道府県や市町村の職員（保健師など）、民間の企業や団体の健康管理担当者（産業医、衛生管理者など）などが参加すると想定されるが、資格や経験について要件を設ける必要はない。
- なお、肝炎患者やその家族が肝炎医療コーディネーターとなり、当事者の視点で支援にあたることも有意義と考えられる。

### (2) 内容

- 肝炎医療コーディネーターの研修内容（習得事項）として考えられるものは、概ね以下の通りである。なお、地域の実情に応じて、職種や活動内容により柔軟に設定して良いものとし、研修のカリキュラムにおいては、①から⑤までの各項目を統合、分割等しても構わないものとする。

#### ① 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え

- ・ 肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等に対してきめ細かな情報提供や助言を行うような心がけとともに、関係機関への橋渡し役になるという意識を持てるようにする。
- ・ 各都道府県の肝炎対策の目標、各都道府県における「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」の流れの全体像を把握した上で、配置場所や職種などに応じて果たすべき役割や連携の方法を理解する。これにより肝炎医療コーディネーターがやりがいを感じられるようにすることも大切である。
- ・ 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。患者の権利擁護、差別や偏見の防止とともに、個人情報の取扱いについても理解する。必要に応じ、患者やその家族の話を直接聞く機会を設けることなども検討されたい。

#### ② 肝疾患の基本的な知識

- ・ B型肝炎、C型肝炎、非アルコール性脂肪肝炎（NASH）、肝硬変、肝がんなどの肝疾患について、感染予防法、病態、検査（肝炎ウイルス検査や肝機能検査の見方など）や治療法などの基本的な知識を習得する。

### ③ 各都道府県の肝炎対策

- ・ 各都道府県の肝炎対策に係る計画と目標を把握する。また、その背景として、可能な範囲で各都道府県の疫学（患者数の動向等）、地域の特性や課題についても習得する。
- ・ B型肝炎ワクチン定期接種、肝炎ウイルス検査の実施体制（市町村含む）、初回精密検査費、定期検査費や医療費の助成などの患者支援施策、B型肝炎特措法やC型肝炎救済特措法の相談窓口など肝炎対策全般について理解する。
- ・ 併せて、高額療養費制度、障害者施策、治療と仕事の両立のための職場制度（休暇・休職制度や患者に配慮した短時間勤務などの制度等など）についても基本的な知識を習得する。

### ④ 地域の肝疾患診療連携体制

- ・ 都道府県内の拠点病院（肝疾患相談支援センター）、専門医療機関の役割や配置状況、かかりつけ医との連携の在り方などを習得する。

### ⑤ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

- ・ 受検や受診の勧奨、肝炎患者やその家族への相談支援、肝臓病教室や患者サロンでの対応等の具体的な方法を習得する。
- ・ 肝炎医療コーディネーターとして活動している者の体験談などを通じて、実際に現場で起きている対応が難しい事例についても実践的に学ぶことで、あらゆる現場のニーズに臨機応変に対応できる能力を身につけることが望ましい。

## （３）肝炎医療コーディネーターの認定方法

- 都道府県又は都道府県より委託された拠点病院等で基本的知識や各種情報の習得に係る研修などを行い、試験などにより習得状況の確認を行うことが望ましい。なお、活動場所や活動内容によって習得を求められる内容は異なるので、都道府県及び都道府県より委託された拠点病院等で協議し対応すること。なお、研修等修了者への修了証や認定証等の交付やバッジなどの表示に関する工夫も検討していただきたい。
- また、肝炎医療コーディネーターの認定を定期的に更新することや、コーディネーターをとりまとめる働きを行うコーディネーターなど役割等に応じた上位の資格を設けることについても、適宜検討されたい。

## （４）活動支援

- 都道府県は、肝炎医療コーディネーターの名簿を作成し、厳重に管理する。名簿については、個人情報の取扱に配慮しつつ、本人の了解を得た上で、管内市町村、専門医療機関、肝炎医療コーディネーター相互などで共有することも検討されたい。
- 都道府県（保健所等）、都道府県から委託を受けた拠点病院は、肝炎医療コーディネ

ネーターの活動を支援するため、情報の提供、活動の案内、相談や助言、研修などで主導的な役割を果たすとともに、肝炎医療コーディネーター相互の連携や肝臓専門医などとの協力が図られるように配慮していただきたい。

- 肝炎医療コーディネーターが所属している機関が、組織として、肝炎医療コーディネーターの活動を理解し、支えることが重要であるため、都道府県等は、所属機関の理解を得られるように努めるようお願いする。
- 肝炎医療コーディネーターの養成や活動に際しては、厚生労働省や肝炎情報センターのホームページに掲載されている各種資料や感染予防ガイドラインなどの資材、肝炎対策推進協議会の資料等を適宜活用されたい。肝炎情報センターでは、全国の肝炎医療コーディネーターの取組や活動支援の事例などを共有し、提供することとしているので、参照されたい。

## 6. 肝炎医療コーディネーターの技能向上（スキルアップ）

### （1）対象者

- 肝炎医療コーディネーター養成研修の修了証又は認定証等を授与された者。なお、都道府県の判断により、それ以外の肝炎医療に携わる者等を対象にしても差し支えない。

### （2）内容の例

- 各都道府県又は都道府県から委託を受けた拠点病院等は、以下の内容について、研修会や情報交換会の開催及び文書やインターネットを活用した情報提供を行うことなどにより、肝炎医療コーディネーターの継続的な技能向上（スキルアップ）を図るように努めること。
  - ① 肝炎医療に関する専門的な知識や最新の医療内容、肝炎に係る制度や施策の動向（上記5（2）と比べて、より専門性の高い内容や最新の情報とするなどの区別をすること）
  - ② 肝炎医療コーディネーター相互の好事例や工夫に関する情報交換、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進むように肝炎医療コーディネーターが連携していくための交流機会の提供
  - ③ 患者団体の活動への参加など、肝炎患者やその家族の立場や考えに触れる機会の提供

## 7. 肝炎医療コーディネーターの活動の周知

- 肝炎医療コーディネーターの活動内容が、肝炎患者やその家族、医療機関、民間の企業や団体、地域住民に広く知られ、活動への理解が図られるように、都道府県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図っていただきたい。

- また、肝炎医療コーディネーターが配置されている医療機関、行政機関などのリストを作成して公表することや、これらの場所に肝炎医療コーディネーターが配置されている旨の掲示を行うことなども検討されたい。
- 肝炎医療コーディネーターは、地域住民や肝炎患者やその家族などに肝炎医療コーディネーターと判るようにバッジなどを活用し、周知を図ることも検討されたい。

# 肝炎医療コーディネーターについての考え方の概要

## 肝炎対策のステップ

## 肝炎対策基本指針 の目標

国民

### ステップ0 「予防」

- ・肝炎に関する基本的な知識の普及・啓発
- ・B型肝炎ワクチンの定期接種
- ・相談窓口の案内

### ステップ1 「受検」

- ・肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- ・検査が受けられる医療機関、検診機関の紹介

### ステップ2 「受診」

- ・肝炎検査陽性者への受診勧奨
- ・専門医療機関や拠点病院、肝疾患相談の紹介
- ・初回精密検査や定期検査費用の助成の案内

### ステップ3 「受療」

- ・医療費助成や障害者手帳等の制度の案内
- ・服薬指導
- ・仕事と治療の両立支援
- ・抗ウイルス治療後の定期受診の勧奨

肝硬変・肝がんへの  
移行者を減らす

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者（国民）をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

## 肝炎医療コーディネーター

保健師



患者会  
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。